



今月は、介護保険制度の主な改正点について紹介します。

◆食費や居住費の負担について

今回の制度改正では、在宅サービスと施設サービスの費用負担のバランスをはかるために、施設サービスの居住費や食費を介護給付費の対象外としましたが、低所得者には、所得の状況に応じて新たに段階的な減額の措置が設けられました。ご自分の利用者負担段階がどれになるか、また、減額後の負担がいくらぐらいになるかについては、下のフローチャート（流れ図）で判断することができます。

世帯の市町村民税は課税ですか，非課税ですか？

非課税

課税

老齢福祉年金や生活保護の受給がありますか？

はい

いいえ

合計所得金額と課税年金収入額が
合わせて80万円を超えますか？

越えない

越える

利用者負担
第1段階

利用者負担
第2段階

利用者負担
第3段階

利用者負担
第4段階

どの段階に該当
するだろう??



減額後の段階別の負担
上限額は以下のように
なります。

食費（1日あたり）		300円	390円	650円	1,380円
居住費 （1日あたり）	多床室	0円	320円	320円	320円
	従来型個室	320円	420円	820円	1,150円
	ユニット型 個室	820円	820円	1,640円	1,970円
1割負担（1月あたり）		15,000円	15,000円	24,600円	37,200円

入所している施設によって単価は若干異なります。

<問い合わせ先> 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL 76 - 1111 (内線 131)